

平成二十三年厚生労働省令第九十八号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令を次のように定める。

第一条 健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であつた者）（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者に限り、同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受け同一項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者又は同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）を含む。及びその被扶養者であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十四条第二項第一号に規定する収入の額は、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十五条の規定により算定した額が、同条中「療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあっては、前々年）」とあるのは、「平成二十一年」と読み替えた場合における同条の規定により算定される額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

同表の下欄に掲げる字母に読み替えるものとする。
健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令次の各条第四十三条の一第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して第四十三条の三第一項及び第二項（特例政令第一条第四項号に掲げられた事態に對処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）において準用する同条第三項の規定により読み替えられるるる者場合を含む。以下同じ。）
「口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等」という。）である者にあつては次の各号に掲げる當該者の、基準日において口蹄疫特例

次条第一項 特例政令第一条第九項
船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十次の各健康保険法施行令第四十三条の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された二条第一項及び第二項（特例政令第二条第二項の規定によつて号に掲口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第二条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象船保被保険者（同令第三条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象船員）を含む。以下同じ。）

国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三第一項及び第二項（特例政令第号に掲げる者）三条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。以下同様。）	該文象航海保険者」といってある者にあつては次の各号に掲げる当該特定口蹄疫特例措置対象船保被保險者
国家公務員共済組合法施行令（昭和二十七年次の各健康保険法施行令第四十三条の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第三条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合員（同令第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合員の被扶養自衛官等を除く。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象国共済組合員の被扶養者（同令第四条第一項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者を含む。）である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象國共済組合員	該文象航海保険者」といってある者にあつては次の各号に掲げる当該特定口蹄疫特例措置対象船保被保險者
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年次の各健康保険法施行令第四十三条の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等である次の各号に掲げる者	該文象航海保険者」といってある者にあつては次の各号に掲げる当該特定口蹄疫特例措置対象船保被保險者
下同じ。）	該文象航海保険者」といってある者にあつては次の各号に掲げる当該特定口蹄疫特例措置対象船保被保險者

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年次の各健康保険法施行令第四十三条の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された政令第三百六十八号）第十七条の六の五第一項（特例政令号に掲げて蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第四条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。以げる者下同じ。）

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百次の各健康保険法施行令第四十三条の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された五十二号）第二十三条の三の七第一項及び第二項（特例政令に掲げて蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第五条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。以げる者下同じ。）

組合員」という。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養

各健康保険法施行令第四十三条の二第五項に規定する者であつて、基準日において、口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法（令第二百四十四号）第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等であつて、基準日において、口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法（令第二百四十四号）第四十三条の二第五項に規定する者であつて、基準日において、口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法（令第二百四十四号）第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員（組合員）という。）である者にあつては次の各号に掲げる當該者（組合員）の、基準日における各健康保険法施行令第四十三条の二第五項に規定する者であつて、基準日において、口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法（令第二百四十四号）第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員（組合員）という。）である者にあつては次の各号に掲げる當該者（組合員）の、基準日において、口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法（令第二百四十四号）第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員（組合員）という。）である者にあつては次の各号に掲げる當該者（組合員）の、基準日において、口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法（令第二百四十四号）第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員（組合員）という。）である者にあつては次の各号に掲げる當該者（組合員）の、基準日において、口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法（令第二百四十四号）第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員（組合員）とい

第一項及び第二項 国家公務員共済組合法施行令第十二条の三の六の三第三項及び第二項	次に掲げる者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第四項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第二条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象船保被保險者（同令第三条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合員及び同令第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員を除く。以下この項において「特定口蹄疫特例措置対象船保被保險者」という。）である者があつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において特定口蹄疫特例措置対象船保被保險者
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の二第四項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第四条第二項に規定する法律施行令第十七条の三の七第七項及び第二項	次に掲げる者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第四項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象船保被保險者
私立学校教職員共済法施行令第六条の三の七第七項及び第二項	次に掲げる者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第四項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象船保被保險者
地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第七項及び第二項	次に掲げる者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第四項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象船保被保險者
国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第一項及び第三項	次に掲げる者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第四項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第六条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員（以下この項において「口蹄疫特例措置対象地共済組合員」という。）である者があつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者があつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員
国民健康保険法施行令第二十九条の六の三第三項及び第二項	次に掲げる者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第四項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第六条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者（以下この項において「口蹄疫特例措置対象私学共済加入者」という。）である者があつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者の被扶養者である者があつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者
国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項及び第三項	次に掲げる者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第四項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第七条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保險者（以下この項及び第三項において「口蹄疫特例措置対象国保被保險者」という。）である者と
国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項及び第三項	次に掲げる者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第四項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第七条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保險者である者と
国民健康保険法施行規則の特例 (国民年金法施行規則の特例)	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第四項に規定する者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保險者である者が

第五条 国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第三十六条の三第一項及び第三十六条の四第二項に規定する所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（都が同法第一条第二項の規定によりて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号。以下「口蹄疫特例法」という。）第一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する免除を受けた者が、国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金に係る裁定の請求をする場合における国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十一号）第三十一条第三項第二号の規定の適用については、同号口中「から第三号まで」とあるのは、「及び第二号並びに平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第十条の規定により読み替えた同項第三号及び第四号」とする。

第六条 国民年金法（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「旧国民年金法」という。）第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条第二項第一号及び第二号に規定する所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一条第一項に規定する免�除を受けた者が、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなお從前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）による老齢特別給付金を含む。）に係る裁定の請求をする場合における老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）第二条第三項の規定の適用については、同項第二号口中「から第三号まで」とあるのは、「及び第二号並びに平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第十条の規定により読み替えた同項第三号及び第四号」とする。

確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第十一条の規定により読み替えられた同項第三号及び第三号の二」とあるのは、「及び第二号並びに平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行規則の特例」ための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令第十一条の規定により読み替えられた同項第三号及び第三号の二」とする。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の特例）

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）第九条及び第十条第二項に規定する所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一条第一項に規定する免除を受けた者が、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第四条第二項第一号に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一条第一項に規定する免除を受けた者が、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求をする場合における特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第一条第三項第二号の規定の適用については、同号口中「から第三号まで」とあるのは、「及び第二号並びに平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第十二条の規定により読み替えられた同項第三号及び第四号」とする。

（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の特例）

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）第四条第二項及び第五条第一項に規定する所得（その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一条第一項に規定する免除を受けた者に係るものに限る。）の額を計算する場合における同令第五条第三項の規定の適用については、同項中「五 当該年度分道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額／六 当該年度分道府県民税につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額／」とする。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

（健康保険法施行規則の特例に関する経過措置）

第二条 第一条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における健康保険法施行令第三十四条第二項第一号に規定する収入の額の算定について適用する。（船員保険法施行規則の特例に関する経過措置）

第三条 第二条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における船員保険法施行令第三条第二項第一号に規定する収入の額の算定について適用する。（国民健康保険法施行規則の特例に関する経過措置）

第四条 第三条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における国民健康保険法施行令第二十七条の二第三項第一号に規定する収入の額の算定について適用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の特例に関する経過措置）

第五条 第四条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第三項第一号に規定する収入の額の算定について適用する。（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の特例に関する経過措置）

第六条 第八条の規定は、平成二十二年以後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則第四条第二項及び第五条第一項に規定する所得の額の算定について適用する。